

# 山梨県公報

号外第六十二号

平成十八年

十月十九日

木 曜 日

## 目 次

規 則

- 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則……………一
- 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………四
- 教育委員会……………四
- 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………六
- 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一六
- 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二一
- 公安委員会……………二一
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………二五

## 規 則

### 山梨県規則第五十三号

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(主として夜間において供与する便宜)

第二条 条例第三条第三号の規則で定める便宜は、次に掲げるとおりとする。

- 一 居室その他の設備を利用させること。
- 二 入浴、排せつ又は食事の介護

- 三 家事等の日常生活能力を向上させるための支援
- 四 その他必要な支援

### (指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第六条第一項の規定による山梨県立あゆみの家(以下「あゆみの家」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款又はこれに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

### (定員)

第四条 あゆみの家における次の表の上欄に掲げる利用区分ことの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利 用 区 分	定 員
一 条例第三条第一号の短期入所を行う事業	二人
二 条例第三条第二号の自立訓練を行う事業	二三人
三 条例第三条第三号の主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する事業	二〇人

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前にあゆみの家の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第三条及び別記様式の規定の例による。

年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体の名称

代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

山梨県立あゆみの家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立あゆみの家設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

**山梨県規則第五十四号**

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「関係労働者」を「労働者」に、「関係事業主」を「事業主」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第五十五号**

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則（平成十三年山梨県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（第一号様式）」の下に「又は定期入館券（第一号様式の二）」を加える。

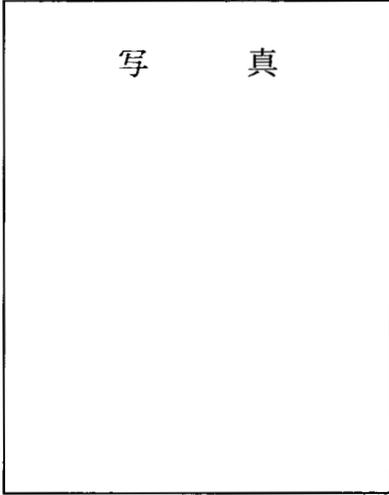
第三条第一項中「より入館料」の下に「（定期入館料を除く。以下同じ。）」を加える。

第四条第一項第一号口中「二」を「八」に改める。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第2条関係)

山梨県立富士湧水の里水族館



写 真

第 号  
年 月 日

定 期 入 館 券

氏 名 年 月 日生

(区分) 円

有効期限 年 月 日

本券をもって領収書に代えます。

水族館に入館するときは、この券を受付の係員に提示してください。

注 区分は、一般、大学生及び高校生又は中学生及び小学生とする。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会規則第十九号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は定期観覧券（第一号様式の二）」を、「定期観覧券（第一号様式の二）、常設展・特別展共通観覧券（第一号様式の三）、美術館・文学館常設展共通観覧券（第一号様式の四）又は前売り観覧券（第一号様式の五）」に改める。

第八条第一項中「次の各号に」を、「次の各号のいずれかに」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、美術館及び山梨県立文学館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、美術館・文学館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一第一号に

定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第八条第二項中「第六号」を「第十号」に改め、同条第四項中「又は第五号」を、「第五号又は第九号」に改め、「身体障害者手帳」の下に「、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類」を加える。

「有効期限 〃年 〃月 〃日」 「有効期限 〃年 〃月 〃日」

第一号様式の二中 〃 〃 を 〃 〃

山梨県立美術館 山梨県立美術館

〃

に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

〃

〃

第1号様式の3 (第3条関係)

<p>常設展観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立美術館</p>	<p>常設展・特別展共通観覧券</p> <p>一 般 大学・高校生等 円 小・中学生 この券をもって領収に代えます。</p> <p>山梨県立美術館</p>	<p>特別展観覧券 円 (切取線)</p> <p>山梨県立美術館</p>
--	---	--

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

第1号様式の4 (第3条関係)

美術館・文学館 常設展共通観覧券 円 (切取線) 山梨県立文学館	美術館・文学館 常設展共通観覧券 一 般 大学・高校生等 円 小・中学生 この券をもって領収に代えます。 山梨県立美術館 山梨県立文学館	美術館・文学館 常設展共通観覧券 円 (切取線) 山梨県立美術館
--	---	--

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

第1号様式の5 (第3条関係)

前売り観覧券 円	前売り観覧券
(切取線)	一 般 大学・高校生等 小・中学生 この券をもって領収に代えます。
山梨県立美術館	山梨県立美術館

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

2 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)第八条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 美術館において規則第三条に規定する美術館・文学館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

山梨県教育委員会規則第二十号

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中、「(第一号様式)」の下に「、定期観覧券(第一号様式の一)、常設展・特別展共通観覧券(第一号様式之三)又は前売り観覧券(第一号様式之四)」を加える。

第五条第一項中、「次の各号に」を「次の各号のいずれかに」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・特別展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、

当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額  
第五条第二項中、「第五号」を「第八号」に改め、同条第四項中、「又は第四号」を「、第四号又は第七号」に改め、「身体障害者手帳」の下に「、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類」を加える。  
第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

観覧券 円  (切取線)	観覧券  一般・大学生  小・中・高校生 この券をもって領収に代えます。  山梨県立考古博物館
山梨県立考古博物館	円

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第一号様式の次に次の三様式を加える。

第1号様式の2（第3条関係）

写 真	第 号
	年 月 日
	定 期 観 覧 券
	氏名（ ） 年 月 日生
	（一般及び大学生・小学生、中学生及び高校生）
	有効期限 年 月 日
	¥
	この券をもって領収に代えます。
	山梨県立考古博物館

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第1号様式の3 (第3条関係)

<p>常設展観覧券 円  (切取線)</p> <p>山梨県立考古博物館</p>	<p>常設展・特別展共通観覧券</p> <p>一般・大学生 円</p> <p>小・中・高校生 この券をもって領収に代えます。</p> <p>山梨県考古博物館</p>	<p>特別展観覧券 円  (切取線)</p> <p>山梨県立考古博物館</p>
---	--	---

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

第1号様式の4（第3条関係）

<p>前売り観覧券 円 (切取線) 山梨県立考古博物館</p>	<p>前売り観覧券 円 一般・大学生 小・中・高校生 この券をもって領収に代えます。 山梨県立考古博物館</p>
---	--

注 寸法、デザイン等については、その都度定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二十一号

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(第一号様式)」の下に「、定期観覧券(第一号様式の二)、常設展・企画展共通観覧券(第一号様式の三)、文学館・美術館常設展共通観覧券(第一号様式の四)又は前売り観覧券(第一号様式の五)」を加える。

第十条第一項中「次の各号に」を「次の各号のいずれかに」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

第十条第二項中「第六号」を「第十号」に改め、同条第四項中「又は第五号」を「、第五号又は第九号」に改め、「身体障害者手帳」の下に「、山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者であることを証明する書類」を加える。  
第一号様式の次に次の四様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

写 真	第 号
	年 月 日
	定 期 観 覧 券
	氏名 ( ) 年 月 日生
	(一般・大学生及び高校生等・中学生及び小学生)
	有効期限 年 月 日
	¥
	この券をもって領収に代えます。
	山梨県立文学館

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

第1号様式の3 (第3条関係)

常設展観覧券 円  (切取線)	常設展・企画展共通観覧券  一 般 大学・高校生等 円 小・中学生 この券をもって領収に代えます。	企画展観覧券 円  (切取線)
山梨県立文学館	山梨県立文学館	山梨県立文学館

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

第1号様式の4（第3条関係）

文学館・美術館 常設展共通観覧券 円 (切取線) 山梨県立文学館	文学館・美術館 常設展共通観覧券 一 般 大学・高校生等 円 小・中学生 この券をもって領収に代えます。 山梨県立文学館 山梨県立美術館	文学館・美術館 常設展共通観覧券 円 (切取線) 山梨県立美術館
--	---	--

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

第1号様式の5 (第3条関係)

前売り観覧券	前売り観覧券
円	
(切取線)	一 般
	大学・高校生等 円
	小・中学生
	この券をもって領収に代えます。
山梨県立文学館	山梨県立文学館

注 寸法デザイン等については、そのつど定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(山梨県立文学館処務規程の一部改正)
- 2 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)第八条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
- 九 文学館において規則第三条に規定する文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

山梨県教育委員会規則第二十二号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年十月十九日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(第一号様式)の下に」、「定期観覧券(第一号様式の二)」、常設展・企画展共通観覧券(第一号様式の三)又は前売り観覧券(第一号様式の四)」を加える。

第十条第一項中「次の各号に」を「次の各号のいずれかに」に改め、第五号を第九号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第二号においてそれぞれその展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第一第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、

当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第一一号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額  
第十条第二項中「第五号」を「第八号」に改め、同条第四項中「又は第四号」を「、第四号又は第七号」に改める。  
第一号様式の次に次の三様式を加える。

写 真	第 号
	年 月 日
	定 期 観 覧 券
	氏名 ( ) 年 月 日生
	(一般・大学生及び高校生等・中学生及び小学生)
	有効期限 年 月 日
	¥
	本券をもって領収書に代えます。
	山梨県立博物館

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第1号様式の3 (第3条関係)

常設展観覧券 円  (切取線)	常設展・企画展共通観覧券  一 般 大学生・高校生等 円 中学生・小学生 本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。 山梨県立博物館	企画展観覧券 円  (切取線)  山梨県立博物館
--------------------------	---	---

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第1号様式の4（第3条関係）

前売り観覧券 円  (切取線)  山梨県立博物館	前売り観覧券  一 般 大学生・高校生等 中学生・小学生 本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。 山梨県立博物館
---	---

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第十六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十八年十月十九日

山梨県公安委員会  
委員長 丸 茂 紀 彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三笛吹警察署の部芦川警察官駐在所の項中

東八代郡芦川村 中芦川六五九の三	東八代郡
---------------------	------

を

笛吹市芦川町中 芦川六五九の三	笛吹市のうち 芦川町上芦川、 芦川町鶯宿
--------------------	----------------------------

町新井原、芦川町中芦川、  
に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番